

第4次三朝町男女共同参画プラン

—概要版—

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 三朝町が目指す男女共同参画社会
女性も男性もみんなが、家庭・地域・職場等のあらゆるところで、それぞれの個性と能力を十分に活かし、心豊かで生き生きと伸び伸びと暮らすことができる社会
- 3 男女共同参画社会実現への取組
- 4 男女共同参画プランの性格と位置づけ
男女共同参画基本法第14条第3項及び三朝町男女共同参画推進条例第6条第1項に基づく計画SDGs（持続可能な開発目標）における「あらゆる人が活躍する社会、ジェンダー平等の実現」に向けた取組
- 5 町、町民、事業者及び民間団体の責務
それぞれの立場における責務の明確化
- 6 第4次プランの期間
令和3年度から令和8年度まで（6年間）
- 7 第3次プラン策定後の現状と課題
問題点ごとの現状と課題の分析

第2章 プランの体系

女性も男性もみんなが、家庭・地域・職場のあらゆるところで、それぞれの個性と能力を十分に活かし、心豊かで生き生きと伸び伸びと暮らすことができる社会

基本目標Ⅰ

みんなの人権が尊重され、安全・安心に暮らすことができ、男女がともに活躍できる社会

重点目標

- 1 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成
- 2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
- 3 生涯を通じた健康支援
- 4 国際社会の一員としての男女共同参画
- 5 誰もが安心して暮らせる環境整備

基本目標Ⅱ

家庭、地域及び職場において誰もが多様な生き方を実現できる社会

重点目標

- 1 男女が共に能力を発揮できる職場環境づくり
- 2 農林業、商工業などの自営業における男女共同参画の推進
- 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 4 地域・社会活動における女性の活躍推進

第3章 基本計画

第2章に示した基本目標について、重点目標ごとに具体的な取組を示しています。

第4章

三朝町男女共同参画プラン策定
にかかると町民意識調査結果

参考資料

- ・三朝町男女共同参画推進条例
- ・三朝町男女共同参画審議会委員名簿
- ・第4次三朝町男女共同参画プラン策定までのあゆみ